社会福祉法人五城目町社会福祉協議会町民総合相談支援センター設置運営要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会(以下「社協」という)は、子どもから高齢者までの町民が抱える様々な悩みや福祉課題等を気軽に相談できる総合相談窓口として町民総合相談支援センター(以下「センター」という)を設置し、社会資源を効果的に活用して適切な助言及び指導を行ない、町民の誰もが安全で安心して暮らせる住みやすい地域、生活をサポートすることを目的として運営する。

(相談支援体制)

第2条 センターの相談業務の円滑な運営を図るため、福祉に関して専門の知識、 及び経験を有する社協職員の中から、次の相談員を配置する。

- (1) 事務局長(総括)
- (2) 社会福祉士
- (3) 看護師
- (4) 介護支援専門員
- (5) 社会福祉主事
- 2 相談内容によっては、次の各号の関係機関、団体と連携し支援の強化を図る。
- (1) 五城目町(健康福祉課、住民生活課、地域包括支援センター、教育委員会、民生児童委員協議会)
 - (2) 五城目警察署
 - (3) 秋田県社会福祉協議会
- (4) 秋田県機関(福祉相談センター、秋田中央福祉事務所、秋田中央保健所、中央児童相談所、ひきこもり相談支援センター、精神保健福祉センター)
 - (5) 国機関(秋田公共職業安定所、日本年金機構秋田年金事務所)

(相談員の業務)

- 第3条 相談員は次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 相談者に親切丁寧に応じ、適切な助言指導に努める
- (2) 適切に相談内容を認識し、前条 2 項に掲げる必要な機関への紹介、連絡調整 に当たる
 - (3) 取り扱った事例に関する相談経過を明確に記録しておかなければならない

(開設日)

第3条 開設日は毎週水曜日(祝祭日、年末年始を除く)とする。但し、事前連絡のある場合、及び緊急の場合はこの限りでない。

(開設時間)

第4条 利用時間は午前9時から午後4時30分までとする。但し、事前連絡のあ

る場合、及び緊急の場合はこの限りでない。

(開設場所)

第5条 五城目町保健介護支援センター相談室に開設する。

(相談料)

第6条 相談料は無料とする。

(相談内容)

- 第7条 相談の内容は、次のとおりとする。
 - (1) お子さんの養育、非行問題行動などの心配、悩み相談
 - (2) 生活困窮など社会生活を営む上での悩みや課題相談
 - (3) 地域、家庭における人間関係や心、身体の悩み相談
 - (4) 福祉や介護等に係る困りごと相談
 - (5) その他

(責務)

- 第8条 センターの相談員は、次のことを遵守しなければならない。
- (1) 相談によって知り得たその身上に関する秘密を守らなければならない、その職を退いた後も同様とする
- (2) 相談者に対してその人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別 的又は優先的な取り扱をしてはならない

(広 報)

第9条 社協は、センターの事業内容について広く町民に知らせるため、チラシの 配布や公衆の集合する場所にポスターを掲げる等の方法を講じなければならない。

(備付帳簿)

- 第10条 センターは、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。
 - (1) 受付簿(様式第1号)
 - (2) 相談カード (様式第2号)

(費用)

第 11 条 センターの運営に要する費用は、自主財源及び町補助金をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

(様式第1号)

町民総合相談支援センター相談受付簿

部外极

No.	受付日	氏名	住所	要件	備考

(様式第2号)

町民総合相談支援センター相談カード



番号			電話来	折	相談	経路					
相談者	利用生	年月日	年	月	日 ()	利用	暦	初回	継続	再来
	氏	名					性別	1	男・女	年齢	歳
	住	所							職業		
	同伴者						連絡外	ŧ			
相談内容											
対応結果											
紹介先						相談対	応者				(EII)

会長	事務局長	総務課長	介護課長	受付担当